## 売買契約書チェックリスト (一戸建て)

項目	主な内容	ポイント解説	備考・チェック欄
売買の目的物件	売買の対象となる物件の土地の所在や面 積、建物の種類や床面積等について	土地の面積、建物の構造等の記述に誤りなどがないかを確認してください。	
売買代金、手付金等 と支払い方法	売買代金、手付金、中間金や残代金等につ いて	金額とその支払時期について確認してください。	
融資の利用	融資の利用についての特約	契約条項に、ローンが契約が成立しなかった 場合契約が解除できること、買い換え特約の 場合、その条項があるか確認してください。	
所有権移転時期や引 渡時期等	登記申請時期や引渡が実施される日程について	日程を確認するとともに、所有権移転登記に 関する登記費用の負担を確認してください。 売渡しに関する費用は売主負担、移転登記に 関する費用は買主負担が原則です。	
公租公課の負担など	公租公課(固定資産税、都市計画税等)の 負担金等について	引渡日以降の部分を買主が負担することが多いようです。起算日や負担金の額を確認しておきましょう。また、同様に管理費や修繕積立金も引渡日以降の部分は買主負担が原則です。	
売主の担保責任 (中古の場合)	抵当権、根抵当権、賃借権等	物件に抵当権等が登記されている場合、引渡 しまでに売主の責任においてその権利が処理 され完全な所有権として引き渡されることを 確認してください。	
瑕疵担保責任 (新築の場合)	引渡後に、物件に隠れた瑕疵(欠陥)があ った場合の取り決めについて	構造耐力上主要な部分等については 10 年間に つき無料補修などを請求できる。また、それ 以外の部分については必ず確認すること。	
瑕疵担保責任 (中古の場合)		瑕疵担保の責任期間は不動産会社が売主の場合は2年以上。個人の場合は2ヶ月程度が多い。	
危険負担	引き渡し前に建物が、地震や火災等の災害 で壊れた場合の措置について	基本的には、修繕が必要な場合は、その費用 等は売主が負担する。倒壊などの場合は契約 は白紙解除される。	
アフター サービス (新築の場合)	引き渡し後に、建物に不具合などが見つかった場合のアフターサービスについて記載	アフターサービスの内容を規定した「アフターサービス規準」が添付されるので、内容を 確認すること。	
解除権違約金	契約に違反したときの解除と違約金に関する事項	重要事項説明書でも説明を受けているが再度 確認すること。	
不動産会社への報酬(媒介の場合)	不動産会社が媒介する場合の報酬について	報酬額について確認すること。	
その他	登記費用や印紙税の分担等	分からないことがあれば、そのままにしないで納得するまで質問することが大切です。特に自分に不利な内容ではないかと感じたら必ず確認しておきましょう。	